

令和3年7月13日
道路局 路政課
道路交通管理課

限度超過車両の新制度の運用の詳細を決定しました

道路法（昭和27年法律第180号）に創設された「限度超過車両の新たな通行制度」について、令和4年4月1日から運用を開始することとし、運用に先立ち、手数料や必要な手続等の詳細を決定し、公表いたしました。

1. 概要

<車両制限令の一部を改正する政令（改正車限令）関係>

車両の登録や通行可能経路の確認に関する手数料を定める改正車限令が、7月6日に閣議決定され、7月9日に公布されました。

※ 政令の内容は7月6日発表のとおり（https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001468.html）

<道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（特車省令）関係>

限度超過車両の通行に係る手続及び指定登録確認機関の指定の申請に必要な手続等について定めた特車省令が、7月9日に公布されました。

<政令関連告示関係>

改正車限令で定めた通行可能経路の確認に関する手数料のうち、出発地及び目的地が一の都道府県の区域内におさまる場合の手数料の特例を定めた告示が、本日公布されました。

2. スケジュール

公布日：令和3年7月9日（金）（改正車限令、特車省令）

令和3年7月13日（火）（政令関連告示）

施行日：令和4年4月1日（金）（改正車限令、特車省令、政令関連告示）

（別添参考資料）

- （参考①）物流生産性の向上のための特殊車両の新たな通行制度の創設について
- （参考②）新たな確認制度の手数料について
- （参考③）通行可能経路の確認方法について
- （参考④）特殊車両通行制度の比較について

問い合わせ先	国土交通省 代表番号：03-5253-8111	FAX：03-5253-1616
道路局 路政課	山内、伊賀本、田原	（内線：37333、37334 直通：5253-8480）
道路交通管理課	山口、田中	（内線：37436、37414 直通：5253-8483）